

# 新型インフルエンザ予防 高熱が出たら発熱相談センターへ

今回流行の「新型インフルエンザ」ってなに？

世界各地に流行した鳥インフルエンザは、人に感染してもさらに、人から人へ感染することはありませんでした。このインフルエンザウイルスが他の動物を介し、人に感染した際に変異して、人から人へ感染することを新型インフルエンザといいます。

今回、メキシコや米国などにおいて発生した新型インフルエンザウイルス（A/H1N1）は、豚を介して人から人へ感染したもので、世界的に感染が広がり、現在日本でも患者が急増しています。

新型インフルエンザの特徴は？

①今回流行している新型インフルエンザは、感染力が強く、若い年代の感染者が多い

新型インフルエンザが身近に発生した時の対処方法は？

(1)最新の正確な情報を入手しましょう。  
新型インフルエンザの感染拡大は、非常に速いと予測されます。その場合、信頼のおける正しい情報を得ることが重要となります。テレビやラジオのニュース、新聞、チャットやパンフレット、インターネット、県南保健福祉事務所などから最新の正確な情報を入手するようにしましょう。

状況ですが、その多くの感染者は軽症で回復しています。

②新型インフルエンザに感染しても、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効とされています。

③季節性インフルエンザとの違いがあります。

毎年流行している季節性インフルエンザは、高齢者が重篤化するのに対して、今回の新型インフルエンザは、海外の事例においては、若い年代と、糖尿病患者、透析患者、妊婦さんなどを中心に重篤化していることが分かっており、重篤化する病気を持っている方に対して命を守るために、インフルエンザ予防が最優先となります。

糖尿病患者・透析患者・妊婦さん向けの新型インフルエンザの予防

日常生活の注意点

(2)不要不急の外出はしない。できるだけ食料・日用品など買物の頻度を減らす工夫をしましょう。

(3)家庭や各職場での対応方法を考えておきましょう。

(4)「自分が感染したかも？」と思ったら、まず保健所に相談をしましょう。

新型インフルエンザが発生した場合、短期間に感染が拡大し、医療機関に患者が殺到します。その結果、医療機関が麻痺し、さらに感染が広まることが心配されます。

## 新型インフルエンザの事前の予防として

今の状況下で、私たち一人ひとりができることは何でしょうか。身近なことから感染予防に備えましょう。

- 正しい衛生習慣を身につけましょう  
身体の調子を整えておくこと。外出から帰ったらうがい手洗いをを行うこと。
- マスクの着用をしましょう  
マスクは、ウイルスが身体の中に入ってくるのをある程度は防ぐことができますが、感染してしまった人が着用することで、他の人への感染を防ぐ役割が本来の目的です。咳、くしゃみといった症状がある時も、マスクを着用しましょう。
- せきエチケット  
マスクをしていない時に、せきやくしゃみをする時は、ティッシュなどで口と鼻をおおい、顔を他の人に向けてすませましょう。(できれば1メートル以上離れましょう。)鼻汁などを含んだティッシュはすぐにごみ箱に捨てましょう。



直接医療機関を受診するとは避け、まず県南保健福祉

事務所「発熱相談センター」にご相談ください。

■県南保健福祉事務所 発熱相談センター  
☎0248-22-6405、0248-21-2191  
(携帯) 090-4636-0215

相談受付時間  
[日中]午前8時30分～午後5時30分まで  
[夜間]午後5時30分～翌日8時30分まで

※土曜日・日曜日・祝祭日も平日と同じく対応します。

■問い合わせ (平日)  
・県南保健福祉事務所医療薬事課 感染症予防チーム  
☎0248-22-6405  
・役場住民福祉課健康係  
☎0247-49-3112

## ▶児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母や母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父と生計を同じくしていても、父の心身に一定の障害がある場合には支給されます。

■支給資格 次のいずれかに該当する18歳未満（心身に一定の障害があるときは20歳未満）の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人。

- ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が一定の障害の状態にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父が引き続き1年以上保護していない児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧孤児などで、父母がいるのか不明の児童

■支給制限 受給者と同居親族の所得により、全部支給または一部支給に分けられます。

■請求権の時効 支給事由発生の日から5年を経過しても請求がない場合は、請求権が喪失します。

## ■手当の額

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額41,720円	所得に応じて月額9,850円から41,720円までの10円きざみの額
児童2人のとき	児童が1人のときの額に5,000円を加算	
児童3人以上のとき	3人目から児童1人増すごとに3,000円を加算	

## ▶特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害がある児童を監護または養育している人に支給されます。

■支給資格 身体や精神に障害がある20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。ただし、児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などに入所している場合や、障害を理由として厚生年金などの公的年金を受けることができる場合は支給されません。

■支給制限 受給者と同居親族の所得により手当の支給が停止されます。

## ■手当の額

1級該当児童1人につき	月額50,750円
2級該当児童1人につき	月額33,800円

■問い合わせ 村住民福祉課住民係  
☎49-3113